

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 17 回食品汚染物質部会 (CCCCF)

日 時：2024 年 4 月 15 日（月）～19 日（金）

開催地：パナマシティ（パナマ）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO 及び WHO（FAO/WHO 食品添加物専門家会議（JECFA）を含む）からの関心事項
4	その他の国際機関からの関心事項
産業由来、環境由来及び天然由来の有害物質	
5	特定の食品群中の鉛の最大基準値（ステップ 4）
6	魚類中のメチル水銀のサンプリングプラン（ステップ 4）
毒素	
7	直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値を設定するための直接消費用落花生の定義
8	特定のスパイス類中の総アフラトキシシ及びオクラトキシシ A に関するサンプリングプラン（ステップ 4）
9	シガテラ中毒の防止及び低減に関する実施規範/ガイドライン（ステップ 4）
討議文書	
10	ピロリジジシアルカロイド類に関する討議文書
11	トロパンアルカロイド類に関する討議文書
12	食品中のアクリルアミドに関する討議文書
13	キノア中のカドミウム及び鉛

14	落花生中のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 55-2004) のレビュー
15	乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料のアフラトキシン B ₁ 低減に関する実施規範 (CXC 45-1997) のレビュー
16	食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定に関する討議文書
一般事項	
17	最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス
今後の作業	
18	汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー
19	JECFA の評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果のフォローアップ作業
20	JECFA による汚染物質の評価の優先リスト
その他	
21	汚染物質に関連する食品及び飼料安全上の新たな問題についての先見性
22	その他の議題
23	次回会合の日程及び開催地
24	報告書の採択

第 17 回食品汚染物質部会（CCCCF）報告書

1. 日 時 2024 年 4 月 15 日（月）～19 日（金）
（4 月 14 日（日）に本会議場で会期前作業部会（物理的会合）が開催された。）
2. 開催地 パナマシティ（パナマ）
3. 参加国及び国際機関 54 加盟国、1 加盟機関、7 オブザーバー
4. 議長 Dr Sally Hoffer（オランダ農業・自然・食品品質省）
5. 政府代表団

農林水産省消費・安全局食品安全政策課	課長補佐	漆山	哲生
食品安全委員会事務局情報・勧告広報課	課長補佐	高岸	克行
消費者庁消費者安全課	国際食品室専門職	木道	淳一
消費者庁食品衛生基準審査課		春田	一磨
農林水産省消費・安全局農産安全管理課	安全企画係長	橋本	美優
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室		小林	勇太郎

6. 結果概要

オープニングセッションにおいて、パナマのラウレンティノ・コルティソ大統領が登壇し、国際貿易における食品安全の確保とこの分野におけるコーデックスの重要性について述べ、消費者保護のために食品汚染物質の検出における科学技術の役割の果たす役割を強調し、本会合が開幕した。

議題 1. 議題の採択

仮議題が本会合の議題として採択された。

議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

第 46 回総会（CAC）（2023 年）、第 84 回・85 回執行委員会（CCEXEC）（2023 年）及びその他の関連部会における CCCC 関連事項の報告が行われ、以下が確認された。

- 現在進められているコーデックス戦略計画 2026-2031 の草案へのコメント提出など、CAC 及び CCEXEC の議論への積極的な貢献を推奨。
- 新たな食料源と生産システム（NFPS）に関する討議文書や新規作業提案の提出及び食品包材へのリサイクル材の使用に関するガイダンス開発に向けた回付文書（CL 2024/20-CAC）へのコメント提出の推奨。
- コーデックス分析・サンプリング法部会（CCMAS）からの付託事項である、「複数成分の総量」（sum of components）アプローチを使用し、食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格（CXS193-1995、通称 GSCTFF）に収載されている食品中の総アフラトキシンのサンプリングプランの分析法の性能規準を新た

に規定する作業に関しては、ブラジルがボランティアな作業実施を申し出、部会はブラジルに整理を依頼し、第 18 回 CCCF において検討することに合意。GSCTFF に収載されているサンプリングプランが、改訂されたサンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004）に従っているかどうかをレビューする作業は、我が国からの提案等により議題 18 の汚染物質の規格のレビューの中で検討されることとなった。

- 第 45 回 CAC（2022 年）での合意事項を受けて、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）に対して、様々な穀類及び穀類製品中の総アフラトキシンに関する最大基準値（ML）の見直しを支援するためのデータ収集を行うこと及び第 18 回 CCCF での ML 見直しの可能性に関する決定を促進するため収集データの概要文書を作成することを要請。

議題 3. FAO 及び WHO（FAO/WHO 食品添加物専門家会議（JECFA）を含む）からの関心事項

FAO、WHO、JECFA 事務局から、それぞれ、以下の活動や作業の報告が行われた。

- JECFA 会合の予定

2025 年 10 月に第 101 回 JECFA 会合が開催され、ダイオキシン及びダイオキシン様 PCB、ヒ素のリスク評価が行われる予定。（データの提出期限は 2024 年 12 月 1 日まで。）

（FAO から）

- 魚食のリスクとベネフィット

2023 年 10 月に専門家会合を実施し、新たに利用可能となった根拠について検討を行い、2010 年に発表した魚食のリスクとベネフィットに関する報告書を更新。概要版を FAO 及び WHO のウェブサイトに掲載しており、全体版は今後公表予定。

- 循環型社会における食品安全

循環型社会における食品安全に関する様々な課題と機会について検討し、報告書を作成しており、報告書では、水の再利用、食品の再利用、食品包材の再利用及び統合農業システムの 4 つのテーマについて食品安全への影響を検討。今後数ヶ月以内に最終版が完成予定。

- 水と食品の安全性の関連性（化学物質の安全性に焦点をあてて）

農産物の生産システムの各段階で良質な水を使用することは食品の安全性にとって重要であるが、特に化学物質に関する国際的な規格がないことが懸念材料となっている。FAO は WHO と協力し、水の化学物質（新興汚染物質を含む）の安全性に関する科学的助言を提供するプロジェクトを開始。

- 農産品における環境阻害剤使用による食品安全への影響

「農産品における環境阻害剤使用による食品安全への影響」に関する報告書を公表。環境阻害剤（Environmental inhibitors）は、農産物の生産プロセスが環境に及ぼす有害な影響を最小限に抑えるために用いられる一つの方法（例えば、反芻動物からのメタンガス放出抑制剤、農耕地からの窒素流出防止剤）である一方、食品に非意図的に残留した場合、健康上の懸念や貿易上の混乱が発生する可能性がある。報告書では、環境阻害剤の使用による食品安全への影響について詳細な分析がなされている。（本件に関する FAO 主催ウェビナーが 5 月 9 日に開催された。）

- **食糧援助と食品安全**

国連世界食糧計画等の食糧援助機関と連携し、食糧援助機関が安全で栄養価の高い食糧を確保する上で直面する特定のリスクを管理するためのロードマップを作成。報告書は近日中に公表予定。

(WHO から)

- **ダイオキシン及びダイオキシン様 PCB に関する作業**

毒性等価係数 (Toxic Equivalency Factor (TEF)) 設定のための透明性のある体系的なアプローチを考案し、その方法論を記載した論文が入手可能となった。2025 年に開催される第 101 回 JECFA 会合では、新たに決定された TEF 値を用いて、食事暴露量の再評価が行われる予定。

- **FAO/WHO のコーデックス信託基金 (Codex Trust Fund (CTF))**

CTF が世界的に活動範囲を拡大し、合計 59 カ国のスポンサーとなった。ブータン、インド及びネパール並びにアゼルバイジャン、ホンジュラスにおける先進的な取り組みの成果を示す 3 本のビデオを発表した。

- **パー（ペル）及びポリフルオロアルキル物質 (PFAS) に関する作業**

(1)PFAS の健康影響に関する包括的レビュー (単独暴露、複合暴露を考慮した、暴露に関連する PFAS 種や主要なエンドポイントの特定を含む)、(2)食事からの PFAS 暴露によるリスクを評価するための方法論の開発、(3)それぞれの作業を適切に実施するためのガイダンスの提供の 3 つの予備作業 (ワークパッケージ) を今年から開始。これらの作業はダイオキシン類の TEF 値設定における方法論の開発から得た知見も活用される。これらの作業は、2027 年開催が予想されている JECFA における PFAS 評価の基礎ともなることが期待される。

議題 4. その他の国際機関からの関心事項

国際原子力機関 (IAEA) から、2024 年で 60 周年を迎える FAO/IAEA 共同センターの過去 1 年間の活動の紹介に加えて、作成が進められている食品、飼料及び飲料水中に天然に含まれる放射性核種に関する有益な情報文書については、回付文書 (CL 2023/17-CF) に対し提出されたコメント及び 2024 年後半に発行が予定されている原子放射線の影響に関する国連科学委員会 (UNSCEAR) の報告書に沿って、第 18 回 CCCF に向け、更新される予定であることが報告された。

議題 5. 特定の食品群中の鉛の最大基準値 (ステップ 4)

(経緯)

第 13 回 CCCF (2019 年) において、鉛の ML が設定されていない品目のうち、貿易量、消費量、含有濃度などを検討した結果、ML 設定の優先度が高い品目を特定し、これらの品目に ML を設定するための新規作業を、第 42 回 CAC (2019 年) において承認。前回会合までに、砂糖類や直接消費乳幼児用調理済み食品などにおける新規の ML 設定の議論が終了。今次会合では、料理用ハーブ類及びスパイス類の ML を検討。

ブラジルを議長国とする電子的作業部会 (EWG) から提案された ALARA の原則に基づく ML 原案について、会期前週に開催された関心国によるバーチャル作業部会 (VWG) において議論が行われ、修正原案が CRD02 として配布された。

本会合においては、スパイスの品目ごとに、修正原案に関して議論が行われた。

○乾燥花からなるスパイス類

EWG からは当初 ML 原案が提案されていたものの、VWG において、乾燥した花の濃度データがすべてカモミールに由来し、カモミールはほとんどの加盟国においてスパイスとしてではなく、ハーブティとして主に利用されることを確認。このため、VWG においては本カテゴリーについては ML 設定を中止することが提案され、我が国もこの提案を支持。本会合においても、部会として特段の異論なく、中止に合意した。

○乾燥仮種皮からなるスパイス類

VWG において、EWG 原案である 0.9 mg/kg に対して一定の支持があり、本会合においても合意。インドはデータの地理的代表性などを確保するため、さらなるデータ収集を提案して決定に留保。なお、本カテゴリーのデータ解析に用いられた仮種皮からなるスパイスは、すべてメース（ナツメグの仮種皮）であったが、データが入手できたスパイス類のみに ML を設定することは ML を適用する品目を制限することになるため、データ解析に使用したスパイス類の情報は、ML が収載される GSCTFF の注釈に記載するのではなく、日本とオランダが部会ごとに作成している GSCTFF に関する作業文書（INF1）の「CCCCF への注釈」の項目に記載することとなった。

○乾燥種子からなるスパイス類（セロリ種子を除く）

EWG から提案された ML 原案が 0.8 mg/kg であったのに対して、VWG においてはセロリ種子を除いた上で、原案では違反率が 5%に近く高すぎるとして 0.9 mg/kg が支持された。本会合においても、この修正原案に支持が集まり、部会として合意した。インドは前述と同様の理由により決定に留保を表明。

なお、本カテゴリーの議論の過程において、複数の原材料からなるミックススパイス類への ML 適用についても議論された。VWG における議論では、GSCTFF においては複数原材料の製品への ML は設定されておらず、ML はミックスの原材料比率によって算出可能であるとして、ML は提案されなかった。

これに対して、ML が設定されていない原材料については ML を 0 と見なして計算すべきや原材料比率が不明であればもっとも低いスパイスの ML を適用すべきなど様々な意見が出された。その結果、複数原材料からなる食品への ML 適用の議論については、スパイスに限定されるものではないとして、コーデックス事務局から横断的な注釈を GSCTFF の附属書 II にある品目の定義内に追記することが提案された。これに対して、我が国からは、複数原材料からなる食品中の汚染物質の最大濃度の考え方に関する規定については GSCTFF の附属書 I に既に存在するので、整合をとるべきではないかと指摘した。今次会合においてはミックススパイスの取扱いについては決着せず、コーデックス事務局が回付文書により複数原材料の製品の ML の考え方についてのコメントを求めるとともに、JECFA 事務局がミックススパイス中の鉛濃度データを募集し、次回会合で議論することとなった。

○乾燥セロリ種子のスパイス

セロリ種子の実態調査データに基づいて、ML 原案として 1.5 mg/kg が提案されたが EU はセロリ種子であっても他の種子のスパイス類と同じ 0.9 mg/kg が達成可能と主張。部会としては、1.5 mg/kg の ML を設定することに合意した。EU 及びインドは決定に留保を表明（インドは他のスパイスと同旨の理由）。

○乾燥根茎及び根からなるスパイス類

当初は鱗茎を含むカテゴリーが提案されていたが、鱗茎類の乾燥スパイスはニンニク以外にはなく、乾燥ニンニクについて ML を設定しないことに過去の部会で合意していることを受けて、VWG においてカテゴリー名が「乾燥した根茎及び根」に変更された。VWG から ML 原案として 1.5 mg/kg が提案されたが、タイから 1.5 mg/kg の ML は違反率が 4.8%であり 5%に近く、違反率が 2.8%となる 2.0 mg/kg が適当であり、個別の ML を設定するにはデータ数が十分ではないガラングルを含めて ML を設定することが提案された。我が国からは 1.5 mg/kg の ML 案では乾燥ショウガの違反率が 23%で 5%を大きく超えており、スパイス類の消費量も考慮すると、ガラングルを含めて 2.0 mg/kg とすることを支持できると発言。議論の結果、ガラングルを含めて 2.0 mg/kg とすることに合意したが、EU、エジプト、インドネシアは、ALARA の原則に基づいて利用可能なデータから消費者の健康保護の観点から検討すると、1.5 mg/kg を支持できるとし、インドは、本カテゴリーのスパイス類のデータのほとんどが特定の品目に由来し、グループを代表するデータになっていないとして、さらなるデータの収集が必要と主張し、これらの地域、国は決定に留保した。

○乾燥樹皮からなるスパイス類

VWG から提案された修正原案の 3.0 mg/kg について議論。EWG から当初提案されていた 2.5 mg/kg よりも違反率を考慮すると適切な水準であるとして支持が集まった一方で、米国などシナモンが子供向けの製品や家庭料理に使用されるとの理由から 2.0 mg/kg という当初原案よりも低い ML を支持する国や地域もあった。EWG 議長国のブラジルから、2.5 mg/kg をステップ 5 で予備採択することが提案され、さらなるデータ募集を行った上で次回会合で議論することに合意した。データの募集に当たっては食品偽装などにより著しく汚染されたサンプルは除外することを確認し、米国が EWG における外れ値解析を支援することになった。

○乾燥花部からなるスパイス類

EWG 原案である 2.5 mg/kg に VWG、本会合でも支持が集まり、合意されたが、EU はサフランとケッパーの利用可能なデータからは 1.0 mg/kg が適切であると主張し、また、クローブについてはほとんどのデータが 0.5 mg/kg 未満であるとしてデータセットに含まれる 2 mg/kg を超えるようなデータは外れ値の可能性があることを指摘した。エジプト、トルコも EU の主張を支持した。インドはサフランのデータがわずか 15 点しかないことから、ML 設定のためのデータの収集にはさらなる時間が必要と主張した。これらの地域、国は、決定に留保した。

○乾燥果実及びベリーからなるスパイス類

EWG 原案である 0.6 mg/kg に VWG、本会合でも支持が集まり、データから濃度分布が異なる可能性が示唆された華北山椒、スターアニス、パプリカ、スマックは本カテゴリーから除いた上で ML を設定し、除外したスパイス類については個別の ML を設定することに合意した。インドは決定に留保。

○乾燥パプリカ及びスマック

VWG から、乾燥パプリカ、スマックについては、乾燥果実、ベリーのスパイス類の ML とは別に、個別の ML を設定すること、実態データに基づいて 0.8 mg/kg とすることが提案され、合意した。

○乾燥華北山椒及びスターアニス

VWG から、乾燥華北山椒及びスターアニスについては、乾燥果実、ベリーのスパイス類の ML とは別に、個別の ML を設定すること、実態データに基づいて 3.0 mg/kg とすることが提案され、協議。EU は華北山椒の ML を 3.0 mg/kg とすることは支持できるが、EU の利用可能なデータからはスターアニスは 0.8 mg/kg が達成可能であるとして留保した。より多くのデータが集まるまでステップ 4 に留めるべきとの意見もあったが、最終的に ML を最終採択に進めることに合意した。

○生鮮、乾燥の料理用ハーブ類

議長から第 15 回会合（2022 年）において、今次会合での最終合意に至らない場合、料理用ハーブへの ML 設定は中止することに合意していることについてのリマインドがあった。

乾燥料理用ハーブ類については、VWG、本会合を通じて EWG 原案である 2.5 mg/kg に支持が集まったが、EU は欧州食品安全機関（EFSA）のデータベース上の約 1500 点の乾燥ハーブのデータに基づけば 1.5 mg/kg が達成可能である旨を主張。EWG 議長のブラジルは、地球環境モニタリングシステム/食品汚染モニタリングプログラム（GEMS/Food）のデータベースから抽出されたデータには、EU が主張するデータは見当たらず、EU のデータを考慮するのであれば、2.5 mg/kg をステップ 5 で予備採択することに留め、JECFA 事務局からデータ募集することが提案され、部会はこれに合意した。

生鮮ハーブについては、VWG の議論から ML 設定は中止とし、乾燥スパイスの ML から水分含量を考慮して適用することが提案された。米国は水分含量から ML を導出する規定は、乾燥料理用ハーブ類の ML を導出するのに濃縮係数は使用しないとの第 14 回会合（2021 年）での合意に従い、この規定を削除すべきことを主張。タイは乾燥料理用ハーブの ML 設定が未確定である以上は生鮮料理用ハーブ類の ML 設定を中止せずに継続することを主張。コーデックス事務局からはステップ 5 での予備採択は、ML が設定されることを意味するとの説明があった。これらの議論の結果、生鮮料理用ハーブ類の ML 設定は中止し、次回会合で乾燥料理用ハーブ類の ML から生鮮料理用ハーブ類の ML 導出を考えるための水分含量に関する注釈について議論することに合意した。

スパイス類（ステップ5/8での最終採択を求めるもの）

品目	ML (mg/kg)	MLの適用部位／適用品目	注釈/備考
乾燥仮種皮からなるスパイス類	0.9	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	
乾燥花部からなるスパイス類	2.5	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	関連する個別食品規格は乾燥花：クローブの規格（CXS 344-2021）。
乾燥果実及びベリー類からなるスパイス類	0.6	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	本 ML は乾燥華北山椒、乾燥スターアニス、乾燥パプリカ、乾燥スマックには適用しない。
乾燥パプリカ及びスマックからなるスパイス類	0.8	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	関連する個別食品規格は乾燥トウガラシ・パプリカの規格（CXS 353-2022）。
乾燥華北山椒及びスターアニスからなるスパイス類	3.0	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	
乾燥根茎及び根からなるスパイス類	2.0	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	関連する個別食品規格は乾燥根・根茎・球根：ショウガの規格（CXS 343-2021）。
乾燥種子からなるスパイス類	0.9	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	本 ML は乾燥セロリ種子には適用しない。関連する個別食品規格はクミンの規格（CXS 327-2017）及び乾燥種子：ナツメグの規格（CXS 352-2022）。
乾燥セロリ種子からなるスパイス類	1.5	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	

スパイス類（ステップ5での予備採択を求めるもの）

品目	ML (mg/kg)	MLの適用部位／適用品目	注釈/備考
乾燥樹皮からなるスパイス類	2.5	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	
乾燥した料理用ハーブ類	2.5	全体	生鮮の料理用ハーブ類の ML は乾燥ハーブに対する生鮮ハーブの水分含量に基づいて算出される。

(結論)

次回会合にむけて再度、ブラジルを議長国とする EWG が設定される。
ステップ 5/8 での最終採択又はステップ 5 での予備採択を第 47 回 CAC に諮ることになった ML は前頁のとおり。

議題 6. 魚類中のメチル水銀のサンプリングプラン (ステップ 4)

(経緯)

第 15 回 CCCF において、各国が魚類中のメチル水銀又はその他の汚染物質に関して採用しているサンプリングプランに関して、回付文書を通じて加盟国からの情報を収集するとともに、CCMAS におけるサンプリングの一般ガイドライン (CXG 50-2004) の改訂作業も本作業において考慮すること、サンプリングプラン規定に魚の金銭的価値を持ち込まないことに合意した。さらに、第 17 回 CCCF に向けて、ニュージーランドを議長、カナダを共同議長とする EWG を再設置し議論することに同意した。

以降、回付文書を通じて、各国が提供可能なデータについての情報収集が重ねられ、EWG から討議文書案に示されたサンプリングプランの原案をステップ 5/8 での最終採択の可否を提示された。回付文書による各国からの事前提出コメントを反映した修正原案について、本会合の前週に開催された VWG で実質的な議論が行われた。

(議論)

EWG 議長国のニュージーランドからサンプリングプランの修正原案について、利用可能な唯一の情報ハマグロ類に関するものであり、ML が設定された魚種の異なる部位中のメチル水銀分布に関するデータやサンプリングプランの実行性を確認するデータが不足していることなど依然として重要な課題や知識ギャップがあるものの、各国から寄せられた情報を盛り込んだとの説明があった。

VWG においては、以下の点が議論となった。

① 「インクリメントサンプル」の数

EWG 原案では、20 トン以上のロットに対しては、100 個以上のインクリメントを採取することが提示されていたところ、我が国を含め複数国より、多数のサンプル取得が実践的でないため、サンプルの数を制限するべきとのコメント提出があり、科学的な根拠がある場合にはインクリメントサンプルを減らすことができるとする日本の提案が VWG の修正原案に反映された。VWG では、インクリメントサンプルの数を規定した表 3 について、EU から追加の修正の提案があり、0.5 トン以上のロットから採取するインクリメントサンプルの数は 10 個以上と修正された。

本会合では、VWG の表 3 の修正内容を考慮し、日本から当初提案したインクリメントサンプルを減らすことができるとする規定はもはや不要ではないかとの意見があり、当該既定を削除することに合意した。

表 3. ロットの重量に応じて採取されるインクリメントサンプルの数

ロットの重量(MT)	インクリメント サンプルの数	実験室サンプルの 最小重量(kg)
～≤0.05	3	1
0.05<～≤0.5	5	1
0.5<～≤1	10	1
1<～≤3	20	1
3<～≤10	40	1
10<～≤20	60	1
20<～	100	1

メートルトン (MT) = 1000キログラム

② 重量に基づくサンプル採取部位について

EWG原案では、10キロ以上の大型魚に関しては「頭の後ろと尾に近い筋肉の均等に合成したもの」との提案があった。これに対し、我が国は、EWGに提出済みのマグロ類の魚体中の部位別濃度データについてリマインドし、尾部の筋肉の濃度が魚体全体の平均濃度と有意な差がないことが科学的に示されていることを強調し、少なくとも大型のマグロ類については尾部からサンプリングすべきであることをあらためて主張した。

物理的作業部会 (PWG) においては、議長国より、マグロ類のみ部位別データが日本から提出されたことの紹介があり、依然として重要な課題や知識ギャップがあるものの、10キロ以上のマグロに関しては、尾に近い筋肉の採取を認めるオプションが認められた。また、ブラジルより、6キロのマグロにおいても、大型であり経済的価値があるため、尾に近い筋肉の採取をするべきとの提案があり、議長国であるニュージーランド、EUからは原案のままで良いとの意見があった。

ブラジルより10キロで区別する根拠がない以上、経済的価値を優先するべきとの意見により、新たに6キロ以上のマグロについても、尾に近い筋肉の採取を認めるオプションが認められた。

本会合では、表4について、重複する記載を整理した上で修正提案に合意した。

③ その他

本会合において、米国より、データがマグロのみではなく、他の魚種へのサンプリングプランの適用可能性に疑問が投げかけられたが、EWG 議長国は、他魚種のデータが限られていることを認めた上で、原案は現時点で利用可能な最良のデータに基づいており、各国がサンプリングプランの使用経験を積み、より多くのデータが利用可能になった時点で改訂/修正できるということを補足し、部会として確認した。

表 4.重量クラスに基づいて全形魚からインクリメントサンプルを採取する組織部位

個々の魚全体の重量クラス	サンプル部分
<1キロ	- 魚全体(消化管を切除した後) 0.05MT以上で集計サンプルが<u>3 kgを超えるロットでは、</u>正中線(鰓口と肛門の中間)に沿って、背骨から腹部までサンプリング。
1- 10 6 キロ	- 正中線(鰓口と肛門の中間)に沿って、背骨から腹部までサンプリング。 ・0.05 MT以上のロットで、総サンプルが3 kgを超える場合、尾に近い筋肉
10 6 キロ<	- 正中線(鰓口と肛門の中間)に沿って、背骨から腹部までサンプリング。 <u>あるいは、頭の後ろと尾に近い筋肉の均等な合成</u> <u>マグロの場合、尾に近い筋肉からサンプルを採取も可能。</u>

(結論)

CCCCF は、以下について合意した。

- サンプリングプランを第 47 回 CAC に送付し、ステップ 5/8 での採択を諮る。
- サンプリングプランを第 43 回 CCMAS に送付して承認を求める。

議題 7. 直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値を設定するための直接消費 用落花生の定義

(経緯)

第 12 回 CCCF (2018 年) において、落花生中のアフラトキシンの防止低減に関する実施規範 (CXC 55-2004) を実行し、その後に新たに収集、提出された実態調査データに基づいて、3 年後に議論を再開することに合意した。第 14 回 CCCF (2021 年) では、インドを議長国とする EWG を再設置し、ML 原案の議論を続けてきたものの、前回会合で直接消費用 (RTE) 落花生の定義が決まっていないことから、GEMS/Food 上の解析対象とすべきデータが特定できず、ML の検討作業が困難であることが判明した。そこで、インドを議長国とする EWG を再設置し、まずは、総アフラトキシンの ML が対象とする RTE 落花生の明確な定義についての提案並びに GEMS/Food 管理者及びデータの収集、解析のガイダンスに関する EWG との連携協力の下で、実態調査データの分類を今次会合で検討することになった。

(※RTE とは、一般的には、加工や調理なしでそのまま喫食できる状態の食品を指すが、GSCTFF において、木の実類については追加のアフラトキシンの低減措置が不要なものを RTE、追加のアフラトキシンの低減措置が必要なものを加工向け (FFP) と定義していることに留意。)

(議論)

EWG 議長のインドから、第 16 回会合で決定した今後 2 年間の作業として、RTE 落花生の定義を確立をした上で、RTE 落花生の ML を作成するためのデータ収集と分析を行うこととなったことが言及された。また、EWG での議論を要約し、EWG が提案した

RTE 落花生の定義には、直接消費される広範な落花生が含まれていると説明した。この提案された定義は GEMS/Food の管理者に共有され、その定義ではほとんどの落花生が RTE 落花生になるため、RTE 落花生と FFP 落花生の総アフラトキシン濃度の比較は不可能であると結論づけられたことが紹介された。

この結論を受けて、インドは CCCF に対し、EWG 提案の定義を検討し、定義に合致し、かつ、実施規範が実行された後の RTE 落花生の実態データを生産国、輸入国に求めるよう提案した。

WHO 代表は、2022 年以降の GEMS/Food の管理者と EWG とのやりとり並びに利用可能なデータ解析から得られた知見を提示し、データベース上の既存データの 80% 以上が RTE か FFP かの分類ができず「不明」であり、特に「生落花生」として登録されているものは RTE と FFP の識別が難しことを説明した。このことから、サンプリングされた落花生の状態に関する質の高い記述の重要性が強調された。GEMS/Food 管理者は、CCCF に対して GSCTFF の RTE 木の実の定義を RTE 落花生にも適用することを提案した。これによって、RTE/non-RTE に分類する際、生落花生がアフラトキシン低減のための処理なしで食用に供されるものであるか否かを明記することで、将来的に RTE/non-RTE 分類の適用が大幅に容易になるとされた。

コーデックス事務局は、コーデックスの定義における例示の問題について、定義は明確かつ簡潔で使いやすいものである必要があり、定義に合致する品目の例示は CCCF やコーデックスの定義に通常は含まれないと説明した。

「RTE と表示されている」ことを RTE の定義の要件に含めることについては、直接食用となる RTE 製品は、通常は容易に識別可能であるため、この要件は定義から削除すべきという意見やこの要件は生落花生に限定して定義に残すべきであるとの意見が寄せられた。

RTE 落花生に該当する品目の例示は、データ提出の作業に関連し、データ募集の際に例示することもできるため、定義からは削除してもよいとの意見や、ピーナッツバターは他の原材料を含むため RTE 落花生ではなく、落花生を原材料とする別製品と見なすべきとの意見が寄せられた。

また、定義の作成だけでは GEMS/Food に提出済みの既存データの選別の問題を解決できず、GEMS/Food データベース上には、特に生落花生に関して、RTE か FFP かという分別において不明点が残ることが指摘された。

CCCF 議長は、この問題は定義の問題というより、特に生落花生のデータの提出方法に関するガイダンスに起因する問題であると指摘し、これらは 2 つの別個の問題と考えることが望ましいと述べ、RTE 落花生の定義は GSCTFF における RTE 木の実の定義を適用することを提案した上で、新たに募集するデータと同様に、既存のデータセットについても CCCF はデータ分類の問題に対処する必要があることを指摘した。

新たに行うデータ募集では、生落花生については、FFP か RTE かを明記しなければならず、報告の一貫性を確保するため GEMS/Food のデータ報告様式のどのフィールドにこの情報を記載するのかを明確にすること、加えて、実施規範の実行前後の比較ができるよう 2014 年以降のデータを募集することとされた。

さらに、既存のデータセットについては、GEMS/Food 管理者がデータ提出者に対し、現在不明となっている製品が RTE が FFP かを明確にするため、遡って調査するよう要

請した。2024 年 9 月までにデータを入手できるようにするタイトなスケジュールのため、この期間内に RTE か FFP かの情報がデータ提出国から提供されない場合、これらのデータは ML 設定に使用されないとされた。また、ピーナッツバターは RTE 落花生とはみなされないとされ、2018 年以前と以後のデータを比較する追加提案がなされた。さらに、EWG 議長により、データ解析の対象は総アフラトキシンであり、個々のアフラトキシン成分についてのデータ解析は行わないとされた。

(結論)

議論の結果、部会は以下について合意した。

- (i) RTE 落花生の定義については、GSCTFF 中の RTE 木の実に関する既存の定義を適用すること。
- (ii) RTE 落花生の総アフラトキシンに関する ML と関連するサンプリングプランを策定し、第 18 回 CCCF での検討のため、インドを議長、米国を共同議長とする EWG を設置し、
 - a. 今次会合で議論された上記の要素をデータ解析に含めること。
 - b. EWG は、GEMS/Food 管理者及びデータ解析に関する WG と緊密に連携し、第 15 回 CCCF で指摘された点を考慮に入れ、2 回の意見交換を行うこと。
- (iii) JECFA 事務局に対し、生落花生を RTE または FFP として指定するガイダンスとともに、データ募集を行うよう要請すること。
- (iv) GEMS/Food 管理者に対して、現在、分類が不明と整理されているデータが RTE、FFP のいずれに該当するのかをデータ提出者に明示するよう要請すること。

議題 8. 特定のスパイス類中の総アフラトキシン及びオクラトキシン A に関するサンプリングプラン (ステップ 4)

(経緯)

第 12 回 CCCF にスパイス類のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範(CXC 78-2017) を実行し、その後に新たに収集、提出された実態調査データに基づいて、3 年後に ML 策定の議論を再開することに合意。第 14 回 CCCF 以降、議論を行い、前回会合において、乾燥トウガラシ、ナツメグの総アフラトキシンの ML、乾燥トウガラシ、パプリカ、ナツメグのオクラトキシン A の ML について、ステップ 5/8 で第 46 回 CAC に最終採択を諮り、採択された。今次会合では、インドを議長国とする EWG が策定した、これらの ML に関連するサンプリングプラン原案の検討が行われた。

(議論)

EWG 議長国のインドは、作業の背景、EWG における議論の要約、推奨事項を紹介し、事前提出コメントに基づいて修正されたサンプリングプラン原案 (CRD30rev) を参照し、議論のポイントを以下のとおり強調した。

- 大小粒子径の定義
- 粒径が大きいスパイスのインクリメントサンプルの数及びロットが小さい場合におけるインクリメントサンプルの数と集合サンプルの数
- 合否判定の決定ルール

- 分析法の性能規準

第 18 回 CCCF におけるサンプリングプランの検討と最終決定に向けて、部会が未解決問題に関するガイダンスを提供し、EWG におけるサンプリングプランの継続的な開発を支援するようインドは提案した。

本サンプリングプランがスパイス類全般を対象としているのではなく、総アフラトキシン及びオクラトキシン A の ML が設定されたスパイスである、ナツメグ、乾燥トウガラシ、パプリカに関するものであることを確認した上で、議論が行われた。

○粒子径（大、小、粉末）の定義

修正サンプリングプラン原案に基づいて、以下の議論が行われた。

- 粒径が小さいスパイスの分類について懸念が示され、スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）が作成した対応するスパイスの個別食品規格では、小粒径は粉碎、ひび割れ、割れ、フレークなど、すでにスパイスの形態が定義されているため、小粒径の定義があらためて必要かどうかの疑問が呈された。
- 粉末状のスパイスの定義については、通常、ふるいの大きさに基づくことが明確化され、国際標準化機構（ISO）の定義を使用することが検討された。一方、検討中のスパイスの個別食品規格では粉末についても定義されており、定義は不要との意見もあった。

議論の結果、CCCF は以下に同意した。

- 「粒径の大きいスパイス」とは、原形のまま（whole）のナツメグ、乾燥トウガラシ、パプリカと定義する。
- CCSCH が策定した規格の定義に従い、「粒径の小さいスパイス」を各スパイスの粉碎、碎片、割片、フレークと定義する。
- 「粉末スパイス」について、微粉碎して得られるスパイスと定義する。

○サンプリング単位数

集合サンプルの重量を 10 kg とすることに対する一般的な支持を確認。EU 及び EU 加盟国は、粒径の大きなスパイスにおけるアフラトキシン（及びオクラトキシン A）汚染の不均一性は、落花生や木の実のアフラトキシン汚染の不均一性と類似しているとの見解を示し、木の実類の集合サンプルの重量は 20 kg、又は 10 kg を 2 検体で分析し、合否判定を行うルールであるが、スパイスの価値が高いことを考慮すると、10 kg の集合サンプルを検討することもできるとした。

CCCF は、集合サンプルの重量を 10 kg とすることに合意し、この決定に基づき、関連箇所の修正が行われた。

○合否判定の決定ルール

CCCF は、決定ルールの定義を、魚類中のメチル水銀のサンプリングプラン（議題 6）で合意された定義と整合させることに合意。決定ルールの最適な掲載場所、すなわち、形態ごとに適用されるサンプリングプランの各セクションの下、あるいは全ての形態のスパイスに適用されるという一般的な記述を検討するよう、EWG に要請した。

CCCF は、サンプリングプランを最終化するためには、以下の問題を検討する必要があることを確認した。

- 分析法の性能規準の開発（ブラジルから CRD34 として提出された案が検討の基礎となることを確認。）
- 粉末スパイスのサンプリング方法の修正の可能性。EU は、最新の研究で EU のサンプリングプランを基礎とする現在のサンプリングプランではロットを代表するサンプル取得が保証されないということが示唆されていることを指摘。

CCCF は、EWG が粉末スパイスのサンプリングプランの修正を検討できるよう、前述の研究結果を EWG に提供するという EU の申し出を確認。一方、CCCF は、提供された予備的な情報に基づくインクリメントサンプルの数及び集合サンプルの重量についての代替案を EWG での更なる検討のために括弧書きで記載することに合意した。

（結論）

- (i) サンプリングプラン原案を第 47 回 CAC に送り、ステップ 5 で予備採択する。
- (ii) インドを議長とする EWG を再設置し、第 18 回 CCCF でのサンプリングプランの最終決定を目指して、未解決の問題を検討する。修正したサンプリングプランは、コメント募集及び第 18 回 CCCF での検討のため回付される。
- (iii) 作業完了時期を 2025 年まで延長するよう、第 86 回 CCEXEC に要請する。

議題 9 シガテラ中毒の防止及び低減に関する実施規範/ガイドライン（ステップ 4）

（経緯）

前回会合において、シガテラ中毒の防止及び低減に関する実施規範/ガイドラインに係る新規作業を開始することに合意し、第 46 回 CAC でプロジェクトドキュメントが承認された。米国を議長、フランス、スペイン及びパナマを共同議長とする EWG から、本作業はガイドラインではなく実施規範とすることが適切であるとして、シガテラ中毒に関連することが知られる、または関連が疑われる海洋生物のリストのほか、シガトキシン（CTX）の検査の目的に応じて適用可能な分析法の一般的な情報を含む原案が提示された。

本会合前日に行われた PWG で実質的な議論が行われ、事前提出されたコメントを反映した修正原案が提示され、議論を行った。

（主な議論）

EWG と PWG の議長国の米国から、EWG 原案からの変更点について説明があり、各国がこの修正原案に対して、さらなる修正の提案等を行った。

実施規範（COP）の本体については、特に、販売を禁止する魚種のリスト作成等の管理手法などの措置が例示されている等の点に懸念が示され、一部の措置は実用的ではなく、これらの措置を含む COP の実行は貿易問題につながる可能性があるため、全ての措置を含めるべきではないとの懸念が示された。

EWG 議長国より、各国の規制当局による販売等を禁止する魚種リストの作成等の措置は、国際社会が同意したことを意味するものではなく、各国が実施しているシガテラ

中毒の管理に有効なアプローチの目録に過ぎないことが明確に説明された。また、附属書Ⅰの種のリストは、魚種を禁止する管理手法を取った際の具体例なのかという質問に対して、FAO/WHO のシガテラ中毒専門家会議に基づき、CTX 含有が既知または関連する種であると説明され、リスト自体は網羅的なものではなく、例示に過ぎないので、EWG が実施したリストの更新は反映せずに、専門家会合の報告書からのオリジナルの引用とすることに部会として合意した。

附属書Ⅱとして、本文から移されて新規に作成された各国のリスク管理措置の情報源の例について、EU より、情報に付随するリンクを再度復活させて記述するべきではないかと提案があり、さらに EWG 議長国からは、専門家会合の報告書が既に引用されているため、附属書Ⅱの作成はそもそも不要ではないかとの指摘があった。

コーデックス事務局は、国/地域当局によって異なるシガテラ対策の取り組み等に対して、各国との合意の中で作成するコーデックス文書として公表するのは適切ではないとの見解を表明しつつ、情報提供の重要性と有用性を認識し、COP とは切り離し、情報文書として公開することで、各国担当者はコーデックスのステップ手順を経ることなく、情報を簡単に更新でき、利用できるようになるとした。

本会合においては、大きな議論もなく、PWG の修正原案に合意した。

(結論)

CCCCF は、以下について合意した。

- シガテラ中毒の防止及び低減に関する実施規範を第 47 回 CAC に送付し、ステップ 5/8 での最終採択を諮る。
- コーデックス事務局に対し、関連する情報源（監視計画、訓練・指導資料の例）とその情報源へのリンクを情報文書としてコーデックスのウェブサイトで公表するよう要請する。

議題 10. ピロリジジナルカロイド類に関する討議文書

(経緯)

第 14 回 CCCC で EU を議長とする EWG を設置し、CCCCF が実施し得るフォローアップ措置の実行可能性について討議文書を作成することが合意されたが、前回会合では討議文書の回付が遅すぎたことから、今後の作業をどう進めるかに限定して議論を行い、回付文書により討議文書へのコメントを募集し、EWG において今次会合に向けて討議文書の改訂を行うことに合意した。

EWG（議長国：EU）からは、

- a. 食品及び飼料中のピロリジジナルカロイド類 (PAs) の汚染の防止及び低減のための雑草管理に関する実施規範 (CXC 74-2014) を更新するための新規作業、具体的には茶類、ハーブ類及びその抽出液、食品サプリメント及びスパイスに関する個別の附属書による規範の補完についてのプロジェクトドキュメントに合意すること、
- b. はちみつの PAs 汚染の防止及び低減に関する個別の実施規範の必要性について議論すること、実施規範が必要な場合は第 18 回 CCCC での検討のために EWG が討議文書を作成すること、
- c. サンプルングのガイダンス及び GEMS/Food に提出する実態調査データのための分

析法の最低要件についての文書の作成に合意すること、合意する場合には将来的な食品及び飼料中の PAs のデータ募集の観点から第 18 回 CCCF での検討のためにその文書を作成すること、

- d. EWG を再設置し、第 18 回 CCCF での検討に向けて、雑草管理の実施規範の改訂に取り組むとともに、サンプリングに関するガイダンス、最低限の分析要件に関する文書を作成すること、

の 4 点が提案された。

(議論)

EWG 議長国の EU は、CXC 74 を更新するための新規作業の開始に関しては幅広い合意があったが、はちみつの PAs 汚染の防止及び低減に関する個別の実施規範の必要性、サンプリングのガイダンス及び GEMS/Food に提出する実態調査データのための最低限の分析法の要件についての文書の必要性に対しては、異なる意見があったことを紹介。

EWG からの勧告が、個別、単一いずれの EWG の設置を意味するかについて EWG 議長に説明要請があり、EU は、個別の EWG の設置は CCCF の決定に従うものであり、はちみつに個別の実施規範を作成する場合には、別の EWG 設置が検討されるであろうとの見解を示した。

EU はさらに、CXC74 の附属書ではなく、はちみつの実施規範を個別に作成する必要性の説明要請に対しては、CXC 74 で言及されている雑草管理のための措置は、ミツバチの採蜜範囲に限定される可能性があり、はちみつの PAs 汚染の防止及び低減には、必ずしもすべてが適切ではない可能性があることを説明した。また、はちみつの加工は、PAs 汚染の影響を受ける他の食品よりも PAs の存在に大きな影響を与える可能性がある」と述べた。しかし、はちみつの PAs 汚染の防止及び低減は、既存の実施規範の附属書作成を通して実行することもできるとの考えを示した。

サンプリングに関するガイダンス文書の目的に関する質問に対し、EU は、データを募集する際に利用する文書の原案を作成するためであり、そこではデータ収集のためのサンプリングと分析法の性能要件に関する情報が提供されること、データ収集によって、実施規範の実施効果を評価し、どの食品を監視すべきかを示すことが可能になること、また、データ収集は将来の ML を策定するためにも必要であることを述べた。ただし、これらの目的に応じて、データ収集における要件は異なるとした上で、ガイダンス文書作成が目的ではなく、EWG がデータの収集・解析やデータ募集の際にどのようなガイダンスが必要かを検討すること、データ募集が第 18 回 CCCF 後に行われるであろうことに留意し、データ要求の目的を明確に定義する必要があるとの見解が示された。

討議文書にすでに含まれている措置以外に、実施規範に追加する必要がある措置についての説明を求められ、EU は、CXC 74 に含まれる雑草管理措置は広く適用可能である一方、JECFA によって公衆衛生上の懸念があると特定された商品、すなわちハーブ類及びその抽出液、茶類、食品サプリメントやスパイスに対する特定の措置を追加することは有益であることを明らかにした。

(結論)

CCCF は以下の事項について合意した。

- (i) CXC 74-2014 の改訂に関する討議文書をさらに発展させ、改訂される実施規範に含めるべき、はちみつに関する実施規範も扱う。討議文書では、プロジェクトドキュメントに加えて、実施規範の改訂原案を含む。
- (ii) GEMS/Food に提出するデータ収集のためのサンプリング及び分析法の性能特性に関するガイダンスを作成し、それを基に第 18 回会合後のデータ募集に含めること。
- (iii) トルコを議長とし、英国、オランダを共同議長とする EWG を設置し、討議文書を作成すること。

議題 11. トロパンアルカロイド類に関する討議文書

(経緯)

前回会合において、FAO/WHO 専門家会議で報告書が取りまとめられたトロパンアルカロイド類のフォローアップ作業について議論し、中国を議長、サウジアラビアを共同議長とする EWG を設置し、トロパンアルカロイド類のフォローアップ措置の必要性及び実行可能性について今次会合で検討するための討議文書を用意することになった。

EWG からは、

- 実施規範の新規策定又は食品及び飼料中のピロリジジナルカロイド類の汚染の防止及び低減のための雑草管理に関する実施規範 (CXC 74-2014) のトロパンアルカロイド類への拡大を検討するために、討議文書の情報が十分かどうかを検討すること、
 - プロジェクトドキュメントを見直し、EWG を設置し、実施規範の策定又は適用拡大のための改訂をすること、
 - (新規作業に至らず) 討議文書のさらなる作成が必要な場合には、EWG の作業を導くために作成すべきギャップや情報を特定すること
 - CCCF における ML 策定の必要性を議論するために、JECFA 事務局にデータ収集の要請及びリスク評価を要請すること、
- などが提案された。

(議論)

EWG 議長国の中国は、討議文書の目的は、JECFA のフォローアップ措置を決定するため、食品のトロパンアルカロイド類汚染に関連する毒性学、分析、データ、健康リスク及び管理に関する背景情報を紹介することであると強調。また、穀物中の有毒種子の制限、あるいは食品中の ML やトロパンアルカロイド類の介入レベルのいずれかに重点を置いたリスク管理措置が既に講じられていることを説明した。

中国は、EWG での議論の結果、実施規範策定に関する作業を開始することが支持されていることを強調し、農業規範と加工のすべての段階を含む実施規範は、ML 策定よりも食品のトロパンアルカロイド類の汚染低減により有用であると指摘した。EWG は、データ収集の要請を検討し、将来の ML 策定の必要性を判断するために完全なリスク評価を行うよう JECFA に要請することも勧告した。

CCCF は、食品中のトロパンアルカロイド類汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定に全般的に支持があることを確認し、また、現在の討議文書は食品の管理を対象としているが、飼料から牛乳へトロパンアルカロイド類移行の証拠があり、牛乳汚染は公

衆衛生への懸念があるため、改訂する討議文書では飼料中のトロパンアルカロイド類の管理についても検討すべきであることが指摘された。

収穫前後や調製段階における作物中のトロパンアルカロイド類の汚染実態データが増えれば、効果のある低減措置と GAP 適用についてのより良い理解につながる可能性があるため、サンプルが採取された段階ごと（有毒種子の除去のための洗浄、選別、加工など）のデータの募集と提出が重要であり、そうしたデータ収集の要請は有益かつ適切であるが、JECFA の完全な評価の要請は早計であることが確認された。

食品及び飼料中のトロパンアルカロイドに関するデータ収集の要請に対して、FAO の JECFA 事務局には対応準備ができていることを確認した。

（結論）

CCCCF は以下の事項について合意した。

- (i) 中国を議長、サウジアラビアを共同議長とする EWG を再設置し、第 18 回 CCCC の検討に向けて、新規の実施規範原案とプロジェクトドキュメントを含む改訂した討議文書を作成すること。
- (ii) JECFA 事務局に対し、サンプリング段階を示すガイダンスとともに、食品及び飼料中のトロパンアルカロイド汚染に関するデータ収集を要請すること。

議題 12. 食品中のアクリルアミドに関する討議文書

（経緯）

前回会合で、インドからアクリルアミドを JECFA の優先リストに追加することが提案されたが、評価要請については部会の合意が得られず、まずはインドを議長、サウジアラビアを共同議長とする EWG を設置し、アクリルアミドのリスク管理措置の実行可能性について検討するための討議文書を最新の JECFA の評価も考慮して作成することになった。

EWG は開催されなかったが、EWG 議長国のインドが作成した討議文書に基づいて議論が行われた。

（議論）

議長国のインドからは食品中のアクリルアミド低減に関する実施規範（CXC67-2009）の改訂と JECFA によるデータ募集を行うことが提案された。

部会は、追加又は新規の低減措置の利用可能性に関する更なる作業により第 18 回 CCCC で検討する討議文書にそれらが含まれるのであれば、実施規範の改訂については全般的に支持できることを確認。実態調査データの募集は将来的には検討されるが、現時点では早計であり、むしろ、回付文書により低減措置に関する情報を収集することが、EWG による討議文書作成や実施規範の改訂原案の作成に適切であるとされた。なお、本実施規範は、来年、策定から 15 年が経過するため、議題 18 の汚染物質に関する規格のレビューの中でも検討できることについても提案があった。

（結論）

CCCCF は以下の事項について合意した。

- (i) インドを議長、サウジアラビアを共同議長とする EWG を再設置し、実施規範の改訂原案とプロジェクトドキュメントを含む討議文書を作成すること。
- (ii) アクリルアミド低減に関する新たなリスク管理措置に関する情報を収集するため回付文書を発行すること。

議題 13. キノア中のカドミウム及び鉛

(経緯)

第 40 回 CAC (2017 年) において、穀類中のカドミウム及び鉛の ML をキノアに適用拡大するか、またはキノアに個別の ML を設定するかを検討することが本部会に要請され、第 14 回 CCCF で議論した結果、3 年間のデータ収集期間において検討することに合意していたもの。

JECFA 事務局が作成した討議文書では、同事務局による評価に基づいて、部会が次の事項について検討することが求められた。

- キノアに ML 設定が不要であることを示す十分な根拠があるかどうか、又は ML 設定のための十分な根拠があるかどうかを検討すること。
- (ML 設定についての十分な根拠がある場合、) 穀類中のカドミウム及び鉛の ML をキノアに適用拡大するか、又は、キノアに個別の ML を設定するか検討すること。
- (個別の ML 設定が支持される場合、) JECFA としては以下の ML 原案を提案すること。
 - ① カドミウムの ML 原案: 0.1 mg/kg 又は 0.2 mg/kg (違反率はそれぞれ 5%、0.2%)
 - ② 鉛の ML 原案: 0.1 mg/kg 又は 0.2 mg/kg (違反率はそれぞれ 4%、0.4%)
 - ③ 討議文書内又は追加のデータ・情報に基づくその他の代替 ML 原案
- もしくは、ML の適用拡大又は個別 ML の設定に、さらなる根拠の調査が必要かどうかを検討すること。

(議論)

キノア中のカドミウム及び鉛に ML を設定については、以下のような様々な理由が述べられたものの、全般的な支持があった。

- キノアを含む穀類はグループ全体ではカドミウムの主たる暴露源であり、ALARA の原則に基づいて ML が設定されるべき。
- ML 設定を可能とする十分なデータがあるが、キノアは疑穀類であり、(植物学的には) 穀類ではないので、穀類とは別の ML として、カドミウム 0.15 mg/kg、鉛 0.2 mg/kg を設定すべき。
- 穀類のカドミウム、鉛の ML をキノアにも適用拡大できる十分な証拠がある。
- キノア中のカドミウム、鉛の ML は不要と考えるが、ML を設定するのであれば、カドミウム、鉛ともに 0.15 mg/kg とすべき。

CCCF 議長からは、既存の穀類の ML とは別に ML を設定することに全般的な支持があるとして、部会に対して、カドミウムについて 0.15 mg/kg、鉛について 0.2 mg/kg を検討するよう提案した。

(結論)

部会はこの議長提案を受け入れ、第 47 回 CAC に対して最終採択を諮ることに合意した。(※鉛の ML の数値については、結果として穀類と同じ 0.2 mg/kg とすることに合意したが、GSCTFF に収載する際には「穀類」とは別の「キノア」として登録となる。)

議題 14. 落花生中のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 55-2004)

のレビュー

(経緯)

前回会合の汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー作業(議題 18 参照)において、「食品及び飼料中の汚染物質に関するコーデックス規格及び関連文書の全体の最優先リスト」が作成され、本実施規範の改訂の可能性に向けたレビューを、ブラジルを議長国とする EWG を設置し、実施することになったもの。

EWG からは、討議文書に整理された情報に基づいて、本実施規範の改訂に十分な情報があるかどうか検討することが求められた。改訂に合意する場合、プロジェクトドキュメントとレビューすること、第 18 回 CCCF における検討に向けて EWG による実施規範の改訂に資する情報を収集するための回付文書の発行を検討するよう要請された。

(議論)

EWG 議長国のブラジルは、作業の背景、EWG での議論の概要とその勧告を紹介し、CXC 55-2004 の改訂を支持する落花生のアフラトキシン汚染の防止及び低減のための新たな措置/実践が特定されており、EWG はこの新規作業を支援するためにその改訂原案を既に準備していることを強調した。

部会は、CXC 55-2004 の改訂に関する新規作業を開始することを支持し、この新規作業が、RTE 落花生におけるアフラトキシンの ML の策定を支援することを示すためにプロジェクトドキュメントに若干の修正を加えた。

また、CXC 55-2004 における飼料の取扱い、この作業を乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料中のアフラトキシン B₁ 低減に関する実施規範 (CXC 45-1997) の改訂版との統合についても議論し、部会は、CXC 55-2004 の適用範囲は食用落花生に限定されていたが、EWG では適用範囲を動物飼料に拡大することを検討できること、また、CXC 45 との統合は議題 15 の下で検討されることを確認した。

(結論)

CCCF は以下の事項について合意した。

- (i) CXC 55-2004 の改訂に関する新規作業を開始すること。
- (ii) プロジェクトドキュメントを第 47 回 CAC に送付し、新規作業の承認を諮ること。
- (iii) ブラジルを議長、インドを共同議長とする EWG を設置し、第 18 回 CCCF における検討に向けて実施規範の改訂案を準備すること。

議題 15. 乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料のアフラトキシン B₁ 低減に関する実施規範 (CXC 45-1997) のレビュー

(経緯)

前回会合の汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー作業(議題 18 参照)におい

て、「食品及び飼料中の汚染物質に関するコーデックス規格及び関連文書の全体の最優先リスト」が作成され、本実施規範の改訂の可能性に向けたレビューを、カナダを議長国とする EWG を設置し、実施することになったもの。

EWG からは、

- 本実施規範の改訂の新規作業の提案に合意し、プロジェクトドキュメントの承認を第 47 回 CAC に諮ること、
 - 実施規範の改訂においては、討議文書に取りまとめられた情報を考慮すること、
 - 関連するかび毒の汚染防止及び低減に関する実施規範 (CXC 51-2003、CXC 59-2005、CXC 55-2004) の情報を活用しつつ、各実施規範間の重複を避けるため、本実施規範の改訂方針を検討すること、
- が提案された。

(議論)

EWG 議長のカナダは、本討議文書の作成は汚染物質に関するコーデックス規格のレビューに関する作業 (議題 18) の結果であり、この実施規範はレビューの最優先事項として特定されたことを紹介し、特に、乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料中のアフラトキシン B1 を管理するため、討議文書において特定された新規/追加の措置、実施規範に必要な可能性のあるその他の改訂点を強調した。また、CXC 45-1997 の改訂は、動物飼料に関連する他の実施規範からの情報、すなわち穀物中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 51-2003) などからの情報を活用することになる指摘し、これらの実施規範との重複に留意し、情報をどのように活用するか検討すべきことを提案した。さらに、第 18 回 CCCF における検討のために、実施規範改訂案を含む討議文書の更なる作成のため EWG を再設置することを提案した。

部会は、実施規範の改訂に利用できる十分な情報があることに全般的に同意し、討議文書のさらなる作成を進めるとの勧告に同意した。また、部会は、次の点にも留意することを確認した。

- 低減措置として化学物質を使用することと、そのことが飼料の品質に影響を及ぼす懸念があること。
- 本規範の改訂では、他の関連する実施規範も考慮されるべきであるということ。穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 51-2003) は最も関連性が高く、整合性を考慮されるべきであり、木の実類中のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 59-2008) 及び落花生中のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 55-2004) は関連性が低いため、将来的に整合性をとる優先度は低いこと。
- 実施規範内における「動物由来の乳及び乳製品」という用語の使用は、乳製品用語の使用に関する一般規格 (CXS 206-1999) に含まれるコーデックスにおける乳の定義に矛盾して、非動物由来の乳及び乳製品が使用されている可能性を暗示しているように思われるため、「動物由来」という用語を削除すべきであること。

重複や不一致、冗長性を避けるために、関連するコーデックス文書を調整または統合することに関して、コーデックス事務局は、調整を確実にすることは重要であるが、こ

れは将来的には別個の作業として考慮される可能性がある」と強調し CXC 54 や CXC 51 のレビューの際には、他の関連文章との矛盾点について、部会におけるアクションの可能性のある事項としてフラグを立てておくことができると提案された。

(結論)

CCCCF は以下の事項について合意した。

- (i) カナダを議長、サウジアラビアを共同議長とする EWG を再設置し、改訂された実施規範原案と新規作業のためのプロジェクトドキュメントを含む討議文書の改訂に取り組むこと。
- (ii) 重複、不一致、冗長性を回避するために、異なる実施規範をどのように統合又は融合できるかを将来的に検討すること。

議題 16. 食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定に関する討議文書

(経緯)

前回会合において、米国が、食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定に向けた討議文書を次回会合に向けて作成する用意があるとの意向を示し、作業が承認された。本作業に係る EWG は設置されていないが、我が国は米国に対して国内におけるコメ等のカドミウム汚染の防止及び低減に関する情報を提供するなどの協力を行った。

米国が作成した討議文書では、討議文書に取りまとめられた情報に基づいて実施規範の策定に十分な情報があるか検討すること、実施規範の新規策定を行う場合に、「穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 51-2003)」と同様に、品目ごとに附属書を策定する必要があるかを EWG において検討することが勧告された。

その上で、作業に合意する場合は、プロジェクトドキュメントのレビューや次回会合における改訂規範の準備のために EWG の設置を検討することが要請された。

(議論)

米国は、本討議文書の作成は、カドミウムの ML のレビューまたは改訂の前に実施規範を考慮すべきであるという、汚染物質に関するコーデックス規格の見直しに関する作業部会 (議題 18) 内でのコメントを受けたものであることを紹介。討議文書の目的は、食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定を支援する、リスク管理措置の情報を提示することであるとされた。また、カドミウムに関する過去のコーデックスの作業、直近ではカカオ豆中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範 (CXC 81-2022) が、実施規範原案の基礎として機能したと説明した。

米国は、文献レビューと加盟国から提供された情報から特定されたリスク管理措置に基づいて、実施規範の作成に十分なデータがあると指摘し、さらなる実施規範の作成には加盟国からの追加情報が必要である一方、品目特有の推奨事項を含む附属書の作成が必要かどうかについての意見が求められると指摘した。

部会は、食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定を支持し、以下の点を確認した。

- 実施規範の作成作業を開始するのに十分な情報がある。
- 魚介類中のカドミウム濃度に影響する様々な要因を考慮すると、消費者への助言や地域規格など、地域または国固有の低減措置も考慮され、適切である可能性がある。
- 品目特有の推奨事項を含む附属書作成は、EWG に提供された情報が附属書作成を正当化するのに十分なほど詳細であるか具体的であるかどうか依存する。
- 品目別附属書を作成する場合、米、穀物、穀物製品、野菜、魚介類など、カドミウム暴露への寄与が大きいとされる食品を優先すべきである。

(結論)

CCCCF は以下の事項について合意した。

- (i) 食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範に関する新規作業を開始すること。
- (ii) プロジェクトドキュメントを第 47 回 CAC に送付し、承認を諮ること。
- (iii) 第 18 回 CCCC におけるコメントと検討のために、食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定、品目特有の推奨事項を記載した附属の作成の必要性を判断することを目的に、米国を議長とする EWG を設置すること。

議題 17. 最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス

(経緯)

第 12 回 CCCC において、汚染物質の ML の提案を行う EWG が一貫性のあるデータ解析を行うことを支援するため、標記のガイダンス文書の策定に合意し、EWG (議長：EU、共同議長：米国、オランダ、日本) が設置された。

前回会合では、会期前に開催された VWG 及び PWG を通して、共同議長国が分担して策定したガイダンス案の今後の作業の進め方を中心に議論が行われた。EU が全体の議長国として、今後の作業をリードすることになっていたものの、再度 EWG が開催されず、会期前日の PWG において EU の議長の下で議論が行われた。

(議論)

PWG においては、GEMS/Food へのデータ提出様式の変更について、前回会合での合意事項に対する JECFA 管理者からの暫定的なコメントに基づいて、JECFA 管理者へのフィードバックの内容が議論された。JECFA 管理者からのコメントは、概ね様式の変更が可能であるというものであり、変更し難色が示された項目を中心に、対応方針を議論した。本会合では PWG でのフィードバックの内容を確認し、特段の異論なく合意された。

PWG においては、時間的な制約のため、前回会合で議論することが予定されていた次の項目に関する議論は行われず、先送りすることとなった。

- 「データの選択/クリーンアップ」及び「データの統計解析」のセクションのトピック、特に「データの統計分析」セクションの特定のトピックと「データの選択/クリーンアップ」セクションのトピックの統合/結合に関する問題
- 今後の議論及び完全性のチェックが必要とした議題

- 前回会合での議論の成果の「データの選択/クリーンアップ」、「データの分析」のセクションに正確に組み込まれているかどうかの確認

本会合では、EWG 議長の無活動により、ガイダンスが当初予定されたとおりで進んでいないことを受けて、今後の新たな作業手順について、EU からの提案に基づいて議論された。

EWG 議長は、データ分析に関するガイドラインが CCCF の内部作業手順のために作成されているので、本作業を JECFA の評価の優先リストやフォローアップの作業部会などと同様に会期前作業部会（物理的又はバーチャル）または会期内作業部会に移すことができると提案した。また、会期前又は会期内作業部会に先立ち、VWG 会合を招集し、ガイダンス文書の特定のセクションに関する作業について議論し、前進させることが検討されるとした。VWG の成果について回付文書でコメントを募集し、コメントは会期前又は会期内作業部会で議論される。加えて、EWG 用のプラットフォームも、この作業を促進するために使用されるとした。EWG 議長は、本作業の議長の体制については、引き続き EU を議長、日本、オランダ、米国を共同議長とすることを提案した。

次回会合までに行う作業については、以下の事項に焦点をあてることが EU から提案された。

- GEMS/Food のデータ提出様式及び関連するガイダンスの変更を最終決定する。VWG 会議を 1 回開催し、「データ収集と提出」、「データ抽出」について議論する。
- 「データの選択/クリーンアップ」、「データの統計解析」に関して、ガイダンス本文の構成及び内容に関する議論と、より複雑な問題のどれを将来、本文とは別の附属書で扱うべきかの決定。この部分を議論するために、もう 1 つの VWG を開催する。VWG での議論に続いて、これらの部分に関する主要文書が最終決定され、コメントを集めるための回付文書として配布される前に、EWG 内で 1 ラウンドのコメント募集を行うことが適切かどうかについても検討される。

この提案に対して、議題 5 のスパイス中の鉛の ML に関する議論において、データ数が少ないにも関わらず、様々なスパイスの ML が設定されているを指摘し、ML が科学的な原則に従い食品に設定されていくことを確実にするために、ガイダンスにサンプル数のカットオフ値を設定すべきとの意見があった。EWG 議長は、鉛の ML 設定においては、ガイダンスの内容は既に適切に適用されていると明言し、鉛の ML 設定のためのデータ募集は既に 3-4 回実施されており、これらの複数回の要請と機会に多くのデータが得られなかったとしても、公衆衛生を保護するために ML を進めることは本部会の責任であるとした。

部会は、次回会合での検討に向け、ML 開発のためのデータ解析を行う EWG に実践的なガイダンス文書を作成することで合意し、特定されたより複雑な問題は、第 18 回会合以降に検討・議論される本文とは別の附属書で対処され、本文の完成後、将来の議論のために特定された問題とともに対処されることに合意した。

(結論)

CCCF は、以下の事項に合意した。

- (i) 前回会合で提案した GEMS/Food のデータ提出様式の変更への予備的コメントに基づいて GEMS/Food 管理者に提供されるフィードバックの内容
- (ii) 上記に概説されているように、ML の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンスを最終決定するための提案された新しい作業手順

議題 18. 汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー

(経緯)

第 14 回 CCCF において合意したアプローチに従って、現行の食品及び飼料中の汚染物質に関するコーデックス規格（ML、ガイドライン、実施規範（COP））について、改定（改訂）の優先度が高いものを同定するためのレビューを 3 年間試行されている。

第 16 回 CCCF では、「食品及び飼料中の汚染物質に関するコーデックス規格及び関連文書の全体の最優先リスト」（以下、「最優先リスト」）の作成やリスト掲載のための規準の改訂などが行われ、結果として 2 つの COP のアップデートのための EWG の設置が決定した（議題 14 及び 15 を参照）。

第 16 回 CCCF 以降、回付文書に対して各国から寄せられた意見・情報をもとに、最優先リストの検討や 3 年間の試行を踏まえた今後の道筋などについて、本会合の前週に開催された VWG（議長：カナダ）で実質的な議論が行われた。

※アプローチの内容

1. 既存の汚染物質に関する ML 及び COP のうち、以下 A 及び B に該当するものの「追跡リスト」作成する。
 - A) 策定または直近の改定（改訂）から 15 年以上または 25 年以上が経過
 - B) 特定の時期に改訂することが、過去の CAC や CCCF で合意又は加盟国により提案
2. 「追跡リスト」に掲載した ML 及び COP について、消費者の健康及び貿易への影響の観点から作成した優先順位づけの規準（表）に該当する情報・データの入手状況を考慮して、「最優先リスト」を作成し、改定（改訂）が必要なものを同定する。

表 追跡リストにおける優先順位づけの規準

共通の規準	ML に関する追加の規準	COP に関する追加の規準
・策定及び前回レビューから 15 年又は 25 年が経過 ・再評価に関する勧告 ・新たな含有実態データ ・新たな経口摂取量データ ・新たな健康影響に関する指標値 ・主要食品 ・途上国のニーズへの関連 ・他の作業を考慮した効率性 ・新規作業のリード立候補国の存在	・個別食品規格の対象範囲の改訂 ・食品及び飼料に関するコーデックス分類（CXA4-1989）の改訂 ・ML による国際貿易の阻害	・汚染防止・低減に関する新たな技術 ・既存の COP の対象範囲の拡大 ・類似の COP の改訂

(議論)

VWG においては、各国から寄せられた情報をもとに、追跡リスト A 及び B 並びに最優先リストの形式的修正を行った。また、本アプローチについて、3 年間の試行の結果、当初設定した定性的な評価規準（例：柔軟性がある、作業負荷が増えない、改訂の明確な理由がある）及び評価指標に照らして十分に有効であることが示されたことから、定量的な評価規準は不要であると結論づけられた。また、改定（改訂）の優先度が高いコーデックス規格のレビューを毎年の CCCF の議題とすること、その際、回付文書により各国から関連情報を集め、必要に応じて会期前作業部会で議論すること等が合意された。また、コーデックス事務局からの発言を受け、過去に魚類・水産製品部会で暫定的に合意された海産毒の ML（※GSCTFF には正式には収載されていない）の見直しも本議題で扱うこととなった。

本会合では、VWG 議長のカナダから、上記 VWG の結果報告とともに、コーデックス規格が現在の科学を反映することが重要であるため、加盟国に対して最優先リストから改定（改訂）の新規作業に積極的に取り組むことを奨励する旨の発言があった。

（なお、現在の最優先リストには、日本及びサウジアラビアが、規格を特定していないものの将来的に改訂作業をリードする意向がある旨、米国が「化学物質による食品汚染を低減するための排出源対策に関する実施規範（CXC 49-2001）」の改訂を第 18 回 CCCF 以降に実施する意向がある旨が記録されている。）

コーデックス事務局は、第 42 回 CCMAS から CCCF に対し、GSCTFF において規定されているサンプリングプランが、近年改訂されたサンプリングに関する一般ガイドライン（CXG50-2004）に整合しているかどうかを評価するよう依頼があった件（議題 2）についてリマインドした。カナダから、この依頼については、本議題の枠組みで扱うには適さず、可能な選択肢を見つけるには時間がかかると考えられるため、第 18 回 CCCF に先立ち、どのように進めるべきかについて加盟国及びオブザーバーから回付文書により意見を求めるべきとの提案があった。

部会は、2024 年が第 14 回 CCCF で合意した 3 年間の試行期間の終期であることを想起し、コーデックス規格のレビューが次回以降の CCCF の独立した議題とするに至った EWG の活動を称賛した。また、特定の規格の改訂に係る新規作業のリード国の立候補国をどのように募るかさらに検討すべきとの意見があった。

（結論）

CCCF は VWG において議論された勧告を次の通り承認した。

- (i) 追跡リスト A 及び B 及び最優先リストの形式的な修正。
- (ii) 改定（改訂）の優先度が高いコーデックス規格のレビューについて、毎年の部会において、独立した議題として維持すること。
- (iii) 毎年、回付文書により加盟国から情報を募り、その結果を踏まえてカナダが本会合で報告すること。回付文書には、CCMAS からのサンプリングプランのレビューに関する依頼について、どの議題で扱うことが適切かについての意見募集も含める。
- (iv) 必要に応じて、CCCF の本会合前に、カナダを議長とする WG を設置し、回付文書に対するコメントを検討するための会合を開催すること。

議題 19. JECFA の評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果のフォローアップ作業

(経緯)

JECFA や FAO/WHO 専門家会合の評価が完了した汚染物質、毒素に関して、本会合の会期前に開催された VWG（議長：EU）において、魚食のリスクとベネフィットに関する専門家会合の成果、及び前回会合の積み残し事項である麦角アルカロイド類及びタイプ A トリコテセン類のフォローアップ措置の必要性及び実行可能性について検討された。

(議論)

魚食のリスクとベネフィットについては詳細報告書の公表を待ってフォローアップを検討することとし、入手可能な概要報告書から以下の 2 点が課題として検討された。

- 魚類中の汚染物質及び栄養素についての標準化されたデータの収集
- メチル水銀、ダイオキシン及びダイオキシン様 PCB のような特定の汚染物質やセレンやオメガ 3 脂肪酸のような栄養素の濃度や傾向に関するデータベースの開発、維持、改良

これらの課題についての具体的な提案はなかったが、議題 17 のデータの収集、解析に関するガイダンスの作業とも関連することを確認した。

また、麦角アルカロイド類及びタイプ A トリコテセン類（T-2 トキシン、HT-2 トキシン、ジアセトキシスシルペノール）について、EU からフォローアップ作業の内容が提案されたが、それらの作業を引き受ける加盟国がないことが確認された。VWG 議長の EU からは次回の第 18 回会合前には新たな JECFA の評価のフォローアップの予定がないため、議題 20 の JECFA の評価の優先リストのための WG との統合が提案され、統合された WG の議長を米国が引き受けることになった。

また、過去の JECFA の評価を受けたフォローアップ措置に関するインベントリー作成が提案され、EU からそのたたき台となる案が示され、部会に対してフォローアップ措置がとられていない、または完了していない JECFA 評価及び専門家会合のインベントリーの検討が提案された。

我が国は、GSCTFF に関する作業文書（INF1）の作成をホスト国と担っている関係から、JECFA の評価を含めて CCCF の過去の議論については整理しており、インベントリー作成を支援できる旨を申し出。VWG 議長の EU からは、インベントリーを作業文書（INF1）の附属書とした上で、過去の評価リストと直近の評価リストとすることが有用だろうと提案があった。米国からは、日本とオランダが作成している作業文書の有用性について、感謝を含めてコメントがあり、直近の評価に関するフォローアップのリストは、新たに設置される JECFA 評価の優先リスト及びフォローアップに関する WG の報告書に添付することが提案された。次回会合までに、日本と米国で、過去の評価のフォローアップリストと直近の評価のフォローアップリストをどのように分けて、今後維持していくのか、協議することとなった。

(結論)

CCCF は以下の事項に合意した。

- (i) 魚類中の汚染物質及び栄養素についての標準化されたデータ収集、及び、汚染物質及び栄養素のデータベースの開発、維持、改良等については、議題 17 で検討されて

いるデータの収集、解析に関するガイダンス文書の中で扱う

- (ii) 麦角アルカロイド、タイプAトリコテセン類についてのフォローアップの必要性や実効性について検討するための討議文書の作成については第 18 回会合で再検討し、JECFA 評価のフォローアップのイベントリーリストに加える
- (iii) 議題 19 と議題 20 に関する WG を統合し、議長は米国が務める
- (iv) JECFA 評価及び FAO/WHO の専門家会合のフォローアップに関するインベントリーリストを過去のものとは直近のものに分けて作成し、直近のリストについては (iii) で設置される WG の報告書に、過去のリストについては、日本及びオランダが毎年更新する作業文書 (INF1) の附属書とする。

議題 20. JECFA による汚染物質の評価の優先リスト

(経緯)

第 16 回 CCCF (2023 年) で作成した優先リストには、ヒ素、ダイオキシン及びダイオキシン様 PCB 類、スコポレチン、タリウム、パーフルオロアルキル化合物 (PFAS 例: PFOS、PFOA、PFNA、PFHxS) が掲載されている。第 16 回 CCCF 以降、回付文書により加盟国から寄せられたコメントを踏まえ、これらの物質の評価に際して各国が提供可能なデータについての情報の更新に加え、エチレンオキシド (EtO) 及び 2-クロロエタノール類 (2-CE) について残留農薬部会 (CCPR) からの見解を踏まえた優先リスト追加の可否等について、本会合の前週に開催された VWG (議長: 米国) で議論された。

(議論)

VWG においては、ヒ素、ダイオキシン及びダイオキシン様 PCB 類、タリウム、PFAS について、優先リストにおける各国からの提供可能なデータの状況の記述が更新された。日本からは、PFAS についてリスク評価書の概要を 2024 年に公表予定である旨を紹介し、優先リストに追記した。また、PFAS の用語を”perfluoroalkyl substances”から”per- and polyfluoroalkyl substances”に変更するかどうかについて、WHO で進行中のプロジェクト (議題 3 参照) の状況も考慮し、第 18 回 CCCF で議論することとなった。

第 16 回 CCCF でインドネシアから優先リストへの追加の提案があった EtO 及び 2-CE については、再度、インドネシアから提案があり、食品の汚染は、農薬としての使用、不純物として含む食品添加物の使用又は環境への放出に由来する可能性があるところ、JECFA が中心となり FAO/WHO 合同残留農薬専門家会合 (JMPR) の支援も受けつつリスク評価を行うべきとの見解が CCPR から示されたことを踏まえ、優先リストに追加することが合意された。なお、VWG 議長より、各国から提出されるデータについて、EtO、2-CE、EtO と 2-CE の合計のいずれかなのかを明確化することが重要であることが強調され、WHO 事務局より、JECFA がデータ募集を開始する前に、GEMS/Food データベース管理者にデータの提出方法を相談する旨紹介された。

さらに、第 16 回 CCCF の合意を受けて JECFA 事務局がアクションをとるべき事項を整理した表を新たに追加したこと、ヒ素、ダイオキシン及びダイオキシン様 PCB 類について、第 101 回 JECFA 会合で評価をするためのデータ募集が 2024 年 12 月まで行われていることが紹介された。

本会合においても、上記の VWG の報告や決定に合意が得られた。また、FAO 事務局

より、EtO 及び 2-CE については、JECFA 事務局が作業の優先度、データ入手状況を考慮してこれらの物質の評価を実施可能な時期を決定した後に、データ募集が行われる旨が紹介された。

(結論)

部会は以下の事項に合意した。

- (i) EtO 及び 2-CE を追加するなどの修正した優先リストを承認すること。
- (ii) 第 18 回 CCCF での検討に向けて優先リストについての情報、コメントを要請すること。
- (iii) 米国を議長とする会期中作業部会を第 18 回 CCCF で再設置すること。

議題 21. 汚染物質に関連する食品及び飼料安全上の新たな課題についての先見性

(経緯)

第 16 回 CCCF において、汚染物質に関連する食品及び飼料安全上の新たな課題について検討するための独立した議題を置くことに合意した。開発/適用されている新食品又は技術、潜在的な関連する危害要因やリスク（例：食用昆虫、水耕栽培技術、従来の食品と比較して新食品で観察される特定の汚染パターン）などに加え、回付文書により加盟国及びオブザーバーのコメントを求め、その結果を踏まえて、CCCF にとって重要となり得る新たな課題について議論することとされた。

(議論)

ニュージーランドから、農業における環境阻害剤をテーマとする非公式ワークショップを次回の残留農薬部会（CCPR）及び食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）サイドイベントとして開催することを提案している旨、情報提供があった。これらのワークショップを通じて、気候変動の影響を緩和し、食料の安全保障及び持続可能な目標を達成するための食料システムへ変換する世界的な利益に寄与する環境阻害剤の重要性についての認知と理解を促進することが期待される旨紹介された。（環境阻害剤については議題 3 も参照のこと）

また、EU から、現在域内で検討を進めている食品及び飼料中の汚染物質に関する以下の新興課題について紹介された。

- ミネラルオイル炭化水素類（MOHs）（ミネラルオイル飽和炭化水素類（MOSH）及びミネラルオイル芳香族炭化水素（MOAH）を含む）
- 海藻中の重金属
- ルピン豆及びルピン豆加工品中のキノリジジンアルカロイド類

FAO より、新たな課題に関する加盟国からの情報提供への謝意とともに、海藻類について 2021 年に開催された FAO/WHO 専門家会合の報告書が入手可能であること、また、FAO における食品安全の未来像に関する先見性についての 2023 年の会合において、植物性食品及びその食品安全上の課題が 1 つの焦点であった旨が紹介された。

(結論)

部会は、汚染物質に関連する食品安全上の新たな課題についてさらなる検討を行うため、以下の事項に合意した。

(i) 次回 CCCF 以降は、独立した議題とするのではなく、サイドイベントを開催して意見交換すること

(ii) 加盟国及びオブザーバーに回付文書を発行し、さらなる情報を求めること

また、部会は、MOH、MOSH、MOAH、海藻中の重金属、ルピン豆及びルピン豆加工品中のキノリジジンアルカロイド類の課題にどのように対処するかについてさらに議論が必要であることに留意した。

議題 22. その他の議題

CCCF 議長補佐から次回の第 18 回 CCCF で予定される議題一覧についての紹介が行われ、部会は次回会合の議題に関連する議題の決定事項を確認した。

議題 23. 次回会合の日程及び開催地

次回の第 18 回会合については、2025 年の 6 月 23 日～27 日の会期を予定していることがアナウンスされた。開催地等については、ホスト国や事務局との協議の上で決定されるが、タイから次回会合の開催地として立候補することが表明された。

議題 24. 報告書の採択

議論の結果が適切に反映されるよう対応した。

作業の概要及び状況

責任者	目的	主題	コード	ステップ
加盟国/オブザーバー 第 86 回 CCEXEC 第 47 回 CAC	クリティカルレビュー 採択	スパイス（乾燥仮種皮、乾燥種子、乾燥塊茎・根、乾燥花部、乾燥果実・ベリー）中の鉛の ML	CXS193-1995	5/8
加盟国/オブザーバー 第 43 回 CCMAS 第 86 回 CCEXEC 第 47 回 CAC	承認 クリティカルレビュー 採択	魚類中のメチル水銀のサンプリングプラン	CXS193-1995	5/8
加盟国/オブザーバー 第 86 回 CCEXEC 第 47 回 CAC	クリティカルレビュー 採択	シガテラ中毒の予防及び低減に関する実施規範	-	5/8
加盟国/オブザーバー 第 86 回 CCEXEC 第 47 回 CAC	クリティカルレビュー 採択	キノア中の鉛及びカドミウムの ML	CXS193-1995	-
加盟国/オブザーバー 第 86 回 CCEXEC 第 47 回 CAC EWG（ブラジル） CCCF18	クリティカルレビュー 採択 討議 コメント 検討	乾燥樹皮のスパイス及び乾燥料理用ハーブ類中の鉛の ML	CXS193-1995	5
加盟国/オブザーバー 第 86 回 CCEXEC 第 47 回 CAC EWG（インド） 第 18 回 CCCF	クリティカルレビュー 採択 討議 コメント 検討	特定のスパイス中の総アフラトキシン及びオクラトキシン A に関するサンプリングプラン	CXS193-1995	5
加盟国/オブザーバー 第 86 回 CCEXEC 第 47 回 CAC EWG（ブラジル、インド） 第 18 回 CCCF	クリティカルレビュー 承認 討議 コメント 検討	落花生中のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範の改訂に係る新規作業	CXC55-2004	1/2/3
加盟国/オブザーバー 第 86 回 CCEXEC 第 47 回 CAC EWG（米国） 第 18 回 CCCF	クリティカルレビュー 採択 討議 コメント 検討	食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範に係る新規作業	-	1/2/3
加盟国/オブザーバー 第 86 回 CCEXEC 第 47 回 CAC	クリティカルレビュー 中止	乾燥花のスパイス及び生鮮料理用ハーブ類中の鉛の ML	CXS193-1995	-
EWG（ブラジル） GEMS/Food 管理者 加盟国/オブザーバー CCCF18	討議 コメント 検討	直接消費用落花生中の総アフラトキシンの ML 及び関連するサンプリングプラン	CXS193-1995	2/3
EWG（トルコ、英国、オランダ） 第 18 回 CCCF	討議 検討	食品及び飼料中のピロリジジナルカロイド類の汚染を防止及び低減するための雑草管理に関する実施規範の改訂に係る討議文書 GEMS/Food に提出するデータ収集の際のサンプリング及び分析法の性能規準に関するガイダンス	CXC74-2014	-
EWG（中国、サウジアラビア） 第 18 回 CCCF	討議 検討	食品及び飼料中のトロパンアルカロイド類の汚染を防止及び低減に関する実施規範の策定に係る討議文書	-	-

責任者	目的	主題	コード	ステップ
EWG（インド、サウジアラビア） 第 18 回 CCCF	討議 検討	食品中のアクリルアミド低減に関する実施規範の改訂に係る討議文書	CXC67-2009	-
EWG（カナダ、サウジアラビア） 第 18 回 CCCF	討議 検討	乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料のアフラトキシン B1 低減に関する実施規範の改訂に係る討議文書	CXC45-1997	-
EWG（ブラジル） 第 18 回 CCCF	改訂 コメント 検討	「複数成分の総量」の考え方をを用いた総アフラトキシンの分析法の性能規準	CXS193-1995	-
WG（EU、日本、オランダ、米国） 加盟国/オブザーバー 第 18 回 CCCF	討議 検討	ML 設定のためのデータの解析及び改良されたデータ収集に関するガイダンス	-	-
加盟国/オブザーバー WG（カナダ） 第 18 回 CCCF	コメント 討議 検討	汚染物質のコーデックス規格に関するレビュー	-	-
JECFA、 FAO、WHO 加盟国/オブザーバー WG（カナダ） 第 18 回 CCCF	コメント 討議 検討	JECFA の評価のための汚染物質の優先リスト及び JECFA 評価及び FAO/WHO 専門家会合の成果に係るフォローアップ作業	-	-
Codex 事務局	公表	シガテラ中毒の予防措置に関する情報源についての情報（監視計画、訓練、ガイダンスなどの情報源の例）	-	-
Codex 事務局 加盟国/オブザーバー	コメント 提出	コメント又は情報を求める回付文書 ・ 複数原材料からなる製品への ML 適用 ・ 食品中のアクリルアミド低減に関する新たなリスク管理措置 ・ CCCF に関連する新興課題	-	-
JECFA 事務局 第 18 回 CCCF	データの募集 レビュー/解析 検討	JECFA 事務局によるデータ募集 ・ 様々な穀類製品中の総アフラトキシン ・ 乾燥樹皮のスパイス、乾燥料理用ハーブ類中の鉛 ・ 直接消費用落花生中の総アフラトキシン ・ 食品及び飼料中のトロパンアルカロイド JECFA 事務局によるデータ解析 ・ 利用可能なスパイスミックス中の鉛	-	-
FAO/IAEA 共同事業部 第 18 回 CCCF	討議 検討	食品、飼料、飲料水中の自然放射性核種に関する情報提供文書	-	-

第17回Codex食品汚染物質部会について



写真：Codex委員会ウェブサイトより抜粋

令和 6 年 5 月 2 8 日

 厚生労働省  農林水産省  消費者庁

食品汚染物質部会（CCCCF）

- 委任事項：
 - ✓ 食品、飼料中の汚染物質、自然毒の最大基準値の設定、改定
 - ✓ 関連する実施規範の検討、策定
 - ✓ 食品、飼料中の汚染物質、自然毒を特定するための分析法、サンプリング法の検討、策定
 - ✓ FAO/WHO合同食品添加物専門家会合（JECFA）における汚染物質及び毒素のリスク評価の優先リストの作成
- ホスト国（議長国）：オランダ
- 最近の開催状況：
 - ・ 第14回会合：2021年5月 バーチャル会合
 - ・ 第15回会合：2022年5月 バーチャル会合
 - ・ 第16回会合：2023年4月 ユトレヒト（オランダ）
 - ・ 第17回会合：2024年4月 パナマシティ（パナマ）

第17回CCCF 議題一覧（1）

開催日：2024年4月15日～19日

作業部会：2024年4月10日～11日（VWG（バーチャル））、14日（PWG（対面））

議題番号	議題名
1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO及びWHO（FAO/WHO食品添加物専門家会議を含む）からの関心事項
4	その他の国際機関からの関心事項
5	特定の食品群中の鉛の最大基準値（ステップ4）
6	魚類中のメチル水銀のサンプリングプラン（ステップ4）
7	直接消費用落花生中の総アフラトキシンの最大基準値を設定するための直接消費用落花生の定義
8	特定のスパイス類中の総アフラトキシン及びオクラトキシンAに関するサンプリングプラン（ステップ4）
9	シガテラ中毒の防止及び低減に関する実施規範/ガイドライン（ステップ4）
10	ピロリジニアルカロイド類に関する討議文書
11	トロパンアルカロイド類に関する討議文書
12	食品中のアクリルアミドに関する討議文書
13	キノア中のカドミウム及び鉛

3

第17回CCCF 議題一覧（2）

議題番号	議題名
14	落花生中のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC55-2004）のレビュー
15	乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料のアフラトキシンB ₁ 低減に関する実施規範（CXC 45-1997）のレビュー
16	食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定に関する討議文書
17	最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス
18	汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー
19	JECFAによる評価及びFAO/WHO専門家会合の成果のフォローアップ作業
20	JECFAによる汚染物質の評価の優先リスト
21	汚染物質に関連する食品及び飼料安全上の新たな問題についての先見性
22	その他の議題
23	次回会合の日程及び開催地
24	報告書の採択

議題外文書ではあるが、オランダと日本が共同で、「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素の一般規格（GSCTFF）に含まれる汚染物質及び毒素に関連する議論で使用するための情報提供用作業文書（INF1）」を每次部会に向けて作成（今次会合用のCF/17 INF1は228ページ）

食品及び飼料中の汚染物質、毒素による 汚染防止及び低減に関する実施規範

【実施規範(Code of Practice, COP)とは】

- 食品の生産、調製、保管、製造、流通、消費等の過程を通じて、行政、関連事業者、消費者等がとるべき措置を定めたもの
- 加盟国の関連事業者等が実施規範を実行することで、食品中の汚染濃度の低減や消費者の暴露量の低減が期待できる

【基本的な対処方針】

- 汚染水準の全体的な低減に繋がるものであり、有効性が証明された利用可能なデータ、情報がある場合には、最大基準値の策定よりも優先して議論、策定すべきもの
- 我が国から提供可能なデータ、情報がある場合には、電子作業部会（EWG）に参加し、原案作成に貢献するなど積極的に対応

【関連する主な議題】

議題9：シガテラ中毒の防止、議題10：ピロリジジナルカロイド
議題11：トロパンアルカロイド、議題12：アクリルアミド
議題14：落花生中のアフラトキシン
議題15：乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料中のアフラトキシンB₁
議題16：食品中のカドミウム

5

策定作業中の実施規範、JECFAのフォローアップに関連する 議題の結論

- **議題9：シガテラ中毒の防止及び低減に関する実施規範/ガイドライン（ステップ4）**
 - ✓ 会期直前のPWG（米国）、本会合において本文書を実施規範とすることとし、必要な修正を行った上で、修正原案を総会に送付し、ステップ5/8で最終採択を諮る
 - ✓ 本文からの削除に合意した、各国が実施している措置等へのリンク集は、情報提供文書として別途ウェブサイトで公開
- **議題10：ピロリジジナルカロイド類に関する討議文書**
 - ✓ EWG（トルコ、英国、オランダ）を設置し、討議文書を作成
 - ✓ 「食品及び飼料中のピロリジジナルカロイド類（PAS）の汚染の防止及び低減のための雑草管理に関する実施規範」（CXC74-2014）の改訂原案、はちみつに関連する実施規範原案、GEMS/Food*に提出するデータの収集のためのサンプリング、分析法に関するガイダンス等を作成

*WHOの地球環境モニタリングシステム／食品汚染モニタリング（GEMS/Food）プログラムで、CCCCFが食品汚染物質、毒素のMLを策定する際やJECFAがリスク評価をする際には、JECFA事務局が同プログラムを通じて、データの募集を行う。

6

JECFAのフォローアップに関連する議題の結論

- **議題11：トロパンアルカロイド類に関する討議文書**
 - ✓ EWG（中国、サウジアラビア）を再設置し、食品及び飼料に関して汚染の防止及び低減に関する新規の実施規範原案を含む討議文書を作成
 - ✓ JECFA事務局に対して、試料の採取段階に関する情報を含む、食品及び飼料中の含有実態データの収集を要請
- **議題12：食品中のアクリルアミドに関する討議文書**
 - ✓ EWG（インド、サウジアラビア）を再設置し、「食品中のアクリルアミド低減に関する実施規範」（CXC67-2009）の改訂原案等を含む討議文書を作成
 - ✓ コーデックス事務局が、新たに利用可能となったアクリルアミドの低減技術に関する情報収集のための回付文書を発行

7

既存の実施規範のレビューに関連する議題の結論

- **議題14：落花生中のアフラトキシン汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC55-2004）のレビュー**
 - ✓ 改訂の新規作業に合意、総会に承認を諮る
 - ✓ EWG（ブラジル、インド）を設置し、実施規範の改訂原案を作成（範囲を飼料にも拡大）
- **議題15：乳生産用家畜飼料原料及び補助飼料のアフラトキシンB1低減に関する実施規範（CXC 45-1997）のレビュー**
 - ✓ EWG（カナダ、サウジアラビア）を設置し、実施規範の改訂原案を含む討議文書を作成
 - ✓ アフラトキシンの汚染防止等に関連する実施規範間の重複、不一致等を回避するための関連規範の統合、融合をどのように行うかについては、将来的に本規範のレビューとは別の作業として検討

実施規範の新規策定提案に関連する議題の結論

- **議題16：食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の策定に関する討議文書**
 - ✓ 規範策定の新規作業に合意、総会に承認を諮る
 - ✓ EWG（米国）を設置し、実施規範の原案を作成、品目別の付属書の必要性の判断等を実施
 - ✓ 品目別の付属書を作成する場合には、ばく露への寄与が高い、コメ、穀類及び穀類製品、野菜、魚類、水産物を優先することを検討

9

食品中の汚染物質、毒素の最大基準値

【最大基準値(Maximum Level, ML)とは】

- その品目中に含有することが法的に許容される、コーデックス委員会により推奨される汚染物質又は毒素の最大濃度

【基本的な対処方針】

- 食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格(GSCTFF)に定めるML設定の規準に従い、JECFAのリスク評価結果に基づき、科学的な実態調査データを考慮し、消費者の健康が適切に保護されることを大原則としてALARAの原則※に則り策定されるべき

※ALARA（as low as reasonably achievable）の原則：
食品中の汚染物質濃度を“無理なく到達可能な範囲でできるだけ低くすべき”という考え方

【関連する主な議題】

- 議題 5：スパイス・料理用ハーブ類の鉛
- 議題 7：直接消費用落花生中の総アフラトキシン
- 議題13：キノア中の鉛、カドミウム

10

議題5：スパイス・料理用ハーブ類の鉛（ステップ4）の結論

- 以下の原案を総会に送付し、ステップ5/8での最終採択を諮る

品目	ML (mg/kg)	MLの適用部位／適用品目	注釈/備考
乾燥仮種皮からなるスパイス類	0.9	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	
乾燥花部からなるスパイス類	2.5	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	関連する個別食品規格は乾燥花：クローブの規格（CXS 344-2021）。
乾燥果実及びベリー類からなるスパイス類	0.6	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	本MLは乾燥華北山椒、乾燥スターアニス、乾燥パプリカ、乾燥スマックには適用しない。
乾燥パプリカ及びスマックからなるスパイス類	0.8	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	関連する個別食品規格は乾燥トウガラシ・パプリカの規格（CXS 353-2022）。
乾燥華北山椒及びスターアニスからなるスパイス類	3.0	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	
乾燥根茎及び根からなるスパイス類	2.0	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	関連する個別食品規格は乾燥根・根茎・球根：ショウガの規格（CXS 343-2021）。
乾燥種子からなるスパイス類	0.9	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	本MLは乾燥セロリ種子には適用しない。関連する個別食品規格はクミンの規格（CXS 327-2017）及び乾燥種子：ナツメグの規格（CXS 352-2022）。
乾燥セロリ種子からなるスパイス類	1.5	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	

11

議題5：スパイス・料理用ハーブ類の鉛（ステップ4）の結論

- 以下の原案を総会に送付し、ステップ5での予備採択を諮る

品目	ML (mg/kg)	MLの適用部位／適用品目	注釈/備考
乾燥樹皮からなるスパイス類	2.5	原形（全形）のもの、挽いたもの、粉状のもの、砕いたもの	
乾燥した料理用ハーブ類	2.5	全体	生鮮の料理用ハーブ類のMLは乾燥ハーブに対する生鮮ハーブの水分含量に基づいて算出される。

- 乾燥した花からなるスパイス類の策定作業は中止する（ほとんど全てがカモミールのデータであるため）
- インド、EU、エジプト、インドネシア、トルコは、一部の品目の原案を最終採択に進めることに留保を表明（詳細は本文参照）
- EWG（ブラジル）を設置し、予備採択した案、ミックススパイスの取扱いについて次回会合で議論
- 各カテゴリーに含まれる品目の例示（例、仮種皮：メース）は、GSCTFF（Codex規格）ではなく、日本・オランダが作成している作業文書（INF1）に収載することに合意

議題7：直接消費用（RTE）落花生中の総アフラトキシンの最大基準値を設定するための直接消費用落花生の定義に関する結論

- 落花生におけるRTEの定義は、GSCTFFに収載されている木の実類におけるRTEの定義と同じもの＊を適用する
＊ Ready-to-eatとは、食品の原材料として使用される前に、アフラトキシン濃度を低減することが証明されている追加的な処理/加工を受けることを意図していないものを意味する。

（補足）一般的な用法では、Ready-to-eat（RTE）とは、調製・調理済みで、喫食可能な状態のものを指すが、CCCFでは更なるアフラトキシンの低減措置が必要ないことを意味する。そのため、例えば、ヒトは生落花生を直接食べることはできないが、アフラトキシン低減のための選別、調製をした生落花生はready-to-eat raw peanutsと呼ばれる。これに対して、CCCFでは加工、調理等の前にアフラトキシンの低減措置が必要なものは、“destined for further processing（FFP）”として定義されている。
- EWG（インド、米国）を設置し、GEMS/Food管理者や議題17のEWGとも連携し、ML原案、サンプリングプランを作成
- RTEなのか、FFPなのかを指定するガイダンスとともに生落花生の実態調査データを追加募集する
- GEMS/Foodに提出済みのデータのうち、RTE、FFPの分類が不明な生落花生については、データ提出者に明示を要請する

13

議題13：キノア中の鉛、カドミウムに関する結論

- キノア中の鉛、カドミウムにMLを設定する
- Codexの食品分類上は、キノアは穀類に含まれているものの、疑穀類であることから、穀類のML＊とは別項目としてMLを設定
＊ 現行の穀類の鉛、カドミウムのMLでは、注釈にキノアは除く旨が記載されている。
- 以下のML案について、総会に送付し、採択を諮る（ステップなし）

カドミウム

品目	ML (mg/kg)	MLの適用部位／適用品目	注釈/備考
キノア	0.15	全体	関連する個別食品規格はCXS333-2019

鉛

品目	ML (mg/kg)	MLの適用部位／適用品目	注釈/備考
キノア	0.2	全体	関連する個別食品規格はCXS333-2019

【サンプリングプランとは】

- 食品又は飼料中の最大基準値の適合性を判断する際にロットから抜き取るサンプルの大きさ（数・量）と合否判定基準の組み合わせ
- 同じMLと試料であっても、サンプリングプランが異なれば、合否判定の結果（確率）が変わることがある
- 合否判定に用いる分析法の性能規準も併せて検討される

【基本的な対処方針】

- 科学的なデータから正当性が裏付けられるならば、できる限り、簡便で実行可能性の高いサンプリング法とすべき
- 必要があれば、データ、情報のさらなる収集を継続すべき

【関連する主な議題】

議題6：魚類中のメチル水銀

議題8：スパイス類中の総アフラトキシン、オクラトキシンA

15

議題6：魚類中のメチル水銀のサンプリングプラン（ステップ4）の結論

- EWG、本会合の修正原案を総会に送付し、ステップ5/8で最終採択を諮る
- 第43回CCMASに送付して承認を求める

【主な修正点】

- ロットの重量に応じて採取するインクリメントサンプル*の数について、当初原案では1トン超のロットでは20～100個の採取が求められていたところ、0.5トン超は10個の採取に修正

*ロットを代表する集合サンプルを作るために、ロットから無作為に抜き取るサンプルのこと

- 10 kg以上の大型魚の試料採取部位は、頭部と尾部の2か所の筋肉を均等に合成することが求められていたところ、6 kg以上のマグロ類については尾部の筋肉のみの採取を認める規定が追加※

（※補足）日本は、マグロ類のメチル水銀、総水銀の部位別濃度を調査し、部位によって濃度には差が存在するものの、尾部の濃度と魚体全体の各部位の平均濃度には統計学的に有意な差がなく、尾部の筋肉の濃度が魚体全体の濃度を代表することを科学的に証明するデータをEWGに提出（こうしたサンプリング法の検討に必要な科学的なデータをEWGに提出したのは日本のみ）

16

議題8：スパイス類中の総アフラトキシン、オクラトキシンAに関するサンプリングプランに関する結論

- 修正原案を総会に送付し、ステップ5で予備採択を諮る
- EWG（インド）を再設置し、サンプリングプランを修正
（EUから提出される予定の粉末状のスパイス類のサンプリング法に関する、追加の情報に基づく修正や、分析法の性能規準の追加）

【主な修正点】

- スパイス類の粒径の大、小、粉末の定義については、ナツメグ、トウガラシ、パプリカのうち以下のものとする
大：原形（全形）
小：粉碎、碎片、割片、フレーク状のもの
粉末：微粉碎したもの
- 集合サンプル、試験室サンプルの大きさ・数は、20 kgを1検体又は10 kgを2検体ではなく、10 kg1検体とする（スパイス類の価値を考慮）

17

一般事項や今後の作業計画に関連する議題

【関連する主な議題】

- 議題17：最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス
- 議題18：汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー
- 議題19：JECFAの評価及びFAO/WHO専門家会合の成果のフォローアップ作業
- 議題20：JECFAによる汚染物質の評価の優先リスト
- 議題21：汚染物質に関連する食品及び飼料安全上の新たな問題についての先見性

【基本的な対処方針】

- CCCFの今後の作業の内容、食品のさらなる安全性の向上、コーデックス規格の信頼性の向上のために重要な事項であり、我が国においてもコーデックスの動向を参考に、国際整合した、科学に基づく食品安全行政を推進するため、これらの作業に積極的に関与・貢献する

議題17：最大基準値の策定のためのデータ解析及び改善されたデータ収集に関するガイダンス

- 新たに合意した手順に基づき作業継続（日本はWG共同議長）

議題18：汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー

- 3年の試行期間が終了、作業の有用性が確認されたため、次回以降も独立した議題として維持（WG議長：カナダ）

議題19：JECFAの評価及びFAO/WHO専門家会合の成果のフォローアップ作業

議題20：JECFAによる汚染物質の評価の優先リスト

- 優先評価リストにエチレンオキシド及び2-クロロエタノールを追加
- 議題19と20のWGを次回会合から統合して米国が議長を努める
- JECFA評価の目録を日本が作成し作業文書（INF1）に収載

議題21：汚染物質に関連する食品及び飼料安全上の新たな問題についての先見性

- 加盟国からの情報を求め、次回はサイドイベントとして意見交換